

「公印省略」

14 健 疾 第 3 4 8 号
平成 1 5 年 3 月 1 0 日



福岡県病院協会 会長
福岡県歯科医師会 会長
福岡県薬剤師会 会長
福岡県医師会 会長
福岡県医療機関の
福岡県社会保険診療報酬支払基金 会長
福岡県国民健康保険連合会 理事長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

福岡県の特定疾患医療受給者証有効期間について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成14年度の特定疾患医療受給者証（以下「受給者証」。）につきましては、現在以下のとおり有効期間を9月30日まで延長としておりますが、4月1日以降の受給者証の有効期間につきましては、下記2のとおりとさせていただきます。

また、受給者証の有効期間の確認のため、別紙のとおり一覧表を作成しましたので送付します。

なお、このことにつきまして、貴職下の各関係機関につきまして周知していただきますようお願いいたします。お忙しい中お手数をおかけして申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

記

1 平成14年度の受給者証について

(1) 有効期間を平成15年9月30日まで延長する。

(2) 有効期間の終期（平成15年3月31日）については、そのまま平成15年9月30日と読みかえる。

ただし、劇症肝炎および重症急性膵炎の受給者についてはこの取り扱いから除外する。

2 有効期間開始日が平成15年4月1日以降になる受給者証について

(1) 有効期間始期 受給者証の表示のとおり。
(受給者毎に異なる。)

(2) 有効期間終期 受給者証の表示のとおり。
「平成15年9月30日まで」と表示します。

3 その他

特定疾患治療研究事業制度改正の内容については詳細がわかり次第、別途お知らせします。

福岡県発行の特定疾患医療受給者証有効期間について

受 給 者 証 の 区 分		有効期間について
ピンク色	公費負担者番号(51406015)	
① 劇症肝炎と重症急性膵炎の受給者証		受給者証表示のとおり
② ①以外で有効期間平成15年3月31日までと表示の受給者証		平成15年9月30日まで有効
③ ①以外で有効期間平成15年9月30日までと表示の受給者証		
緑色	公費負担者番号(51406023)	

作成:福岡県庁保健福祉部健康対策課疾病対策係
TEL 092-643-3267

※平成14年度以降発行の緑色の受給者証は全て平成15年9月30日まで使用できます。